

RoHS 2 5つの適用除外用途に関するプロジェクト開始 欧州委員会



欧州委員会(EC)からの委託に基づき、RoHS 指令(2011/65/EU)の適用除外用途を検討する「応用生態学研究所」およびフラウンホーファーIZM 研究所は7月26日、鉛、カドミウム、水銀に関する5種の適用除外用途に対する妥当性の検討を行うプロジェクトを新たに開始することを発表しました。

今回のプロジェクトでは、既存の適用除外用途1種と、新たな適用除外用途4種が検討対象となっており、8月中旬からステークホルダーからの意見募集が開始され、その後ステークホルダーとのミーティングなどが行われる予定となっています。

○電気電子機器に含まれる物質の制限(RoHS 指令)の免除に関するステークホルダーとの協議
実施期間:2013年8月19日~2013年11月11日

表. 免除要求一覧

	免除要求内容
1	電流測定、電位差と電気伝導電気化学センサーの基板のベースとして使用されるポリ塩化ビニル(PVC)の熱安定剤としての鉛
2	指令 2011 の附属書 III の免除 39 の更新のため、固体照明または表示装置用に色変換 II-VI LED に含まれるカドミウム(発光面積の1平方ミリメートルあたり10 μg 未満の Cd)
3	2017年に失効する心肺マシンのボードで使用するのはんだ中の鉛
4	液体水銀が封入されている高速回転で使用される電気伝導パスを持つ電気コネクタ(スリップリング)の水銀
5	ディスプレイ装置に用いられる光制御材料に含まれるカドミウム

当社では、RoHS 指令規制6物質やハロゲン分析においてISO/IEC17025 試験所認定の取得をはじめ、フタル酸分析等、各種製品中の有害物質分析にも積極的に取り組んでおります。お気軽にお問い合わせください。

資料 2013年8月14日付 応用生態学研究所発表資料

化学分析箇所 竹下尚長